懸念や違和感

「サーモントラウト」「ロブスター」などのQ&Aに

消費者庁は27日、東京・港区の三田共用会議所で「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）に関する意見交換会を開催した。事業者や事業者団体、消費者団体など12人が意見を発表。考え方（案）全体に対する意見やQ&Aの個別事項について、卸業者や飲食店事業者、消費者の立場からそれぞれ考えを述べた。

メニュー表示で意見交換会

消費者庁

魚介類に関するQ&Aではサケ類一般の名称である。

では、「サーモントラウト」を「サーモン」と表示することを「問題」としているQ&Aについて、多数の意見が寄せられた。サケの輸入事業を営む㈱カマンチャカの三橋平典社長は、「サーモン」はサケ類一般の名称であり、個別の種類を指すものではない。水産庁も「サーモン」と表示することを「問題」とその見解だと指摘。「標準和名に重きを置いているが、名称は食文化に属する部分もあり、魚は漁獲する場所、時期、サイズによっても品質が変わる。

㈱コロワイドMDの井上真社長も「消費者の認識の『ニジマス』は白身の魚で、赤身のものが『サーモン』と広く認識されていると感じる」と述べた。標準和名にとらわれすぎると、メニュー表記の定義についての懸念を指摘した。

表示項目は、「品質と安全性、消費者に必要な情報は何かを考える必要がある」との意見もあり、生鮮と加工の線引きや、線引きに用いる用語の定義も含めて、区分や表示が変わる各種食品への影響実態も踏まえて、引き続き議論していくことにした。

多数の傍聴者が見守る中で行われ、活発な意見が出された

異種混合 生鮮品から加工食品へ

食品表示部会の専門調査会の一つである「生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会」の第1回会合が24日、東京・千代田区の山王パークタワーで開催された。

食品衛生法で区分が異なる食品の表示項目は維持する方向性が示され、区分方法の見直しが義務化されることとなる。

食品衛生法で安全性確保や衛生上の観点から義務付けられている表示など食品衛生法で区分されていた。これが、生鮮食品の区分となるという。この場合、「加工食品」の義務表示項目で「原料原産地」の表示が免除されることが想定される。

生鮮と加工の線引きや、線引きに用いる用語の定義も含めて、区分や表示が変わる各種食品への影響実態も踏まえて、引き続き議論していくことにした。

2月1、2日に開催

平戸市水産振興協議会

「エビ・カキ祭り」

【長崎】平戸市水産振興協議会は2月1、2日の両日、平戸市の平戸港交流広場で旬の魚介類を炭火焼きで味わう「エビ・カキ祭り」（後援・平戸市）を開催する（写真はチラシ）。

祭りでは、炭火焼き基本セット（カキ1キロ、サザエ2個、ウチワエビ一尾）を1200円（ナイフ・軍手は別売り200円）で販売するほか（バラ売りも可）、アワビ、ウチワエビの味噌汁、川内かまぼこなども販売。JF平戸市漁協直売店「旬鮮館」では活イカの刺身を産地価格で提供することにしている。

【訂正】28日付2面「北海道の平成23年漁業生産」の記事で、漁獲量の単位に誤りがありました。すべて千トン単位であり、おわびし次の通り訂正いたします。

▼主な振興局別漁獲量
①オホーツク＝30万6千トン②宗谷＝21万2千トン③根室＝18万9千トン④渡島＝18万3千トン⑤釧路＝14万1千トン⑥ホッケ＝5万2千トン

▼主な魚種別漁獲量
①ホタテ＝45万1千トン②スケソウ＝20万7千トン③サケ＝13万1千トン④サンマ＝9万トン⑤イカ＝9万トン⑥ホッケ＝5万2千トン

消費者庁に報告する